第４期

士幌町男女共同参画基本計画

令和３年度～令和７年度

令和３年３月

士幌町

はじめに

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など、社会情勢の急速な変化に対応し、誰もが活き生きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた士幌町を築いていくためには、男女が社会の対等なパートナーとして、互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められます。

士幌町では、平成 17 年に「士幌町男女共同参画推進条例」を施行し、翌年には、第１期男女共同参画基本計画を策定しました。以来、５年毎に基本計画を見直しながら、町民、地域、事業者、教育関係者の皆さんと町の役割を明確にし、一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

町民の皆さんをはじめ、家庭、学校、職場、地域等それぞれの分野でご理解とご協力をいただき推進してきましたが、令和２年度で計画期間が終了するにあたり、この間における社会環境の様々な変化への対応や、町民の皆さんにご協力をいただきましたアンケート調査のご意見等を反映させるべく、一部を改定し第４期の基本計画を策定しました。

本計画では、一人ひとりがこの問題を身近なものとしてとらえ、子どもからお年寄りまでの支えあいを基本としながら、性別や世代を超えて、だれもが「自分らしく」活き生きと暮らせる男女共同参画の町づくりを目指しており、皆さんとともに進め、育てていく計画となることを心より期待しております。

なお、計画策定にあたりご協力をいただきました、「士幌町男女共同参画審議会」の委員の皆様、並びにアンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和３年３月

士幌町長　　小　林　康　雄

目　　次

《基本方針編》
1　男女共同参画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
○　なぜ必要なの？　男女共同参画
2　基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
○　計画の目的
○　計画の位置付けと関連計画
○　計画の期間
3　男女共同参画に向けた基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
4　男女共同参画を進めるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
○　連携に向けた責任と役割
・　行政は
・　町民の皆さんは
・　事業者等の皆さんは
・　教育関係者の皆さんは
○　施策の実施状況公表と調査研究
5　基本計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
《行動計画編》
6　基本目標、重点課題と施策の方向
基本目標Ⅰ　　男女の人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・　11
基本目標Ⅱ　　男女が共同に社会参画するための環境づくり・・　12
基本目標Ⅲ　　男女が共に安心して暮らせる環境づくり・・・・　15
基本目標Ⅳ　　生涯にわたる健康な生活への支援・・・・・・・　17
基本目標Ⅴ　　男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実・　19
基本目標Ⅵ　　国際社会における交流・協力の推進・・・・・・　21
基本目標Ⅶ　　推進体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
《資料編》
1　士幌町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
2　男女共同参画に関する動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
3　男女共同参画に関する住民アンケート結果・・・・・・・・・・・　39

基本方針編

１　男女共同参画社会とは

女性も男性もすべての人がお互いを認め、あらゆる分野に自分の意思で参画　する機会が確保され、ともに責任を担うことができる社会をいいます。

―　なぜ必要なの？男女共同参画　―

わが国の憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など様々な施策が取り組まれてきました。

また、平成 27 年には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※」において、政治、経済、公共分野での意思決定の場において完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「ジェンダー平等」などの目標が定められました。

しかし、現状では個々の意識や社会慣習の上では依然として「男は仕事、女は家庭」「男が主、女は従」といった性別による役割分担の意識が残っています。このことは、女性の社会参加を妨げ、男性の仕事中心のライフスタイルを助長し、真の豊かな人間の生き方とはいえない状況を生み出すばかりでなく、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、デートＤＶといった社会問題を引き起こす要因にもなっています。

今、地方分権、少子高齢化、家族形態の多様化など、私たちを取り巻く環境の急速な変化を的確に捉え、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図り、活力ある心豊かな地域づくりを進めることが求められています。そのためには、性別や世代を超えた「支えあい」の中で、一人ひとりがその多様な個性と能力を発揮できる環境づくりが重要です。

※　持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）
2015 年に 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。17 のゴール（目標）とそのかい目標である 169 のターゲットから構成。

２　基本計画の概要

―　計画の目的　―

士幌町では、平成 18 年４月に「第１期士幌町男女共同参画基本計画」を策定し、以後５年毎に基本計画を見直しながら、町民の皆さんとともに一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

第３期基本計画策定から５年が経過し、住民意識の変化を把握するために実施した住民アンケート調査の結果を見ますと、「男だから、女だから」といった性別概念は少しずつ薄れ、男女共同参画の意識が浸透しつつあることが伺えました。

しかし、その一方で、少子高齢化の進展や、経済の低迷、雇用環境の悪化とともに、ライフスタイルの変容・多様化など、町民を取り巻く環境も変化しており、今後、男女共同参画社会づくりを推進する上での課題として、「子育て支援の強化」や「高齢者施設、介護サービスの充実」さらには「企業や経営者に対する男女平等の啓発」といった声が多く寄せられました。また、「家事」及び「介護」について、男性では「男女平等の意識が遅れている」と回答した割合が減少した一方で、女性では「男女平等の意識が遅れている」と回答した割合が増加したなど、男女で認識に違いがある分野があります。

これらの状況を踏まえて、現行の基本計画を見直すべく庁内推進委員会の中で検討を行い、男女共同参画審議会に意見を聴き、新たに「第４期士幌町男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画では、男女共同参画の基本的な考え方を示すとともに、効果的な推進が図られるよう基本目標ごとにそれぞれの取り組みを明らかにしています。男女共同参画社会を進めていく上では、行政はもとより町民の皆さんとともに一人ひとりが意識を持って取り組む必要があります。

― 計画の位置付けと関連計画 ―

本計画は、町民と行政が一体となり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していくための行動指針として、また、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項における市町村男女共同参画計画としての性格を有します。

本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項における推進計画と位置付けます。

本計画は「第６期町づくり総合計画」を上位計画とし、男女共同参画地域社会の実現をめざすための個別計画として位置付けられるものであり、その他関連計画との連携を図りながら推進します。

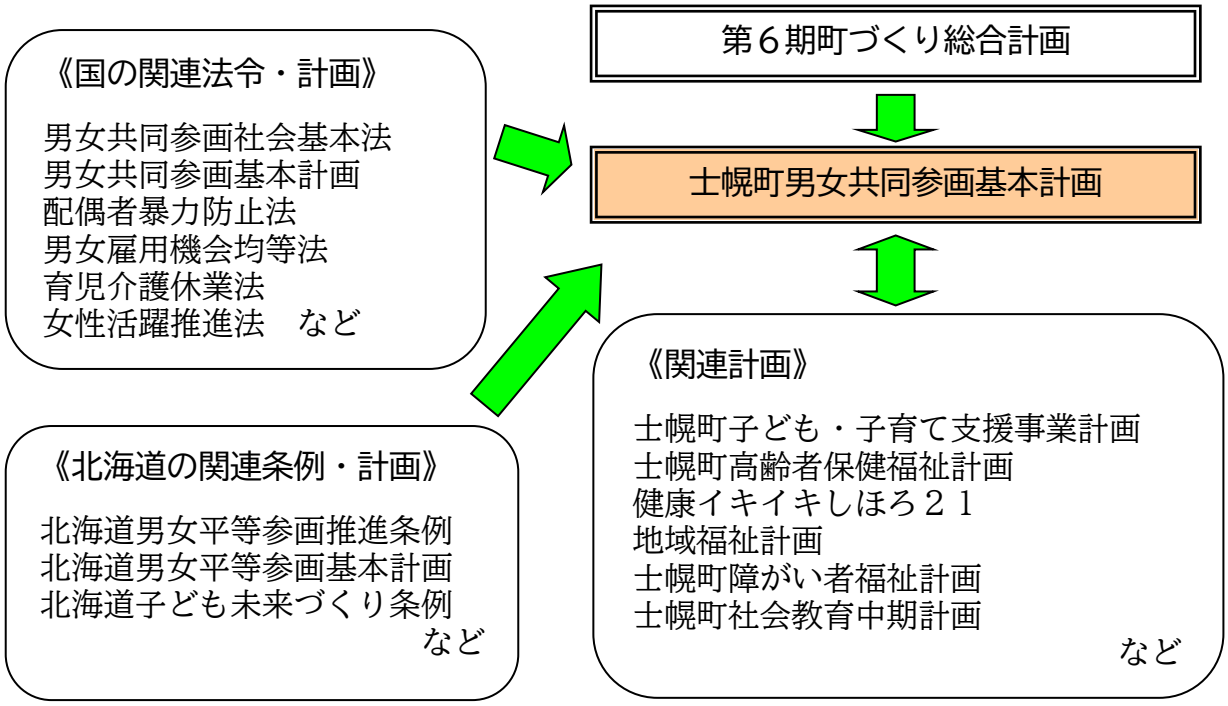

― 計画の期間 ―

本計画の期間は、令和３度から令和７年度までの５年間とします。ただし、計画の期間中であっても国若しくは道の計画又は社会情勢の変化に応じ適宜見直すことにします。

３　男女共同参画に向けた基本理念

誰もが活き生き安心して暮らせる豊かで活力に満ちた生活を送ることのできる地域社会を目指します。そのためには性別や世代を超えて、家庭、学校、職場、地域において互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを目標に、次の士幌町男女共同参画推進条例の７つの基本理念の基、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

基　本　理　念

Ⅰ　男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別によって差別されることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されることを目指します。

Ⅱ　社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がさまざまな活動ができるよう配慮されることを目指します。

Ⅲ　施策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同に参画する機会が確保されることを目指します。

Ⅳ　家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女がお互いに協力し、家庭生活における活動と、職場や地域における他の活動を両立できる社会を目指します。

Ⅴ　生涯にわたる健康な生活への配慮

男女が互いの性を理解し、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されることを目指します。

Ⅵ　教育及び学習における男女共同参画への配慮

あらゆる分野における教育及び学習の場で、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されることを目指します。

Ⅶ　国際社会における取り組みへの配慮

国際的な取り組みに協力、配慮して男女共同参画を推進することを目指します。

《士幌町男女共同参画推進条例第３条～第９条》

４　男女共同参画を進めるために

―　連携に向けた責任と役割　―

◎　行政は・・・

・ 町は、男女共同参画の推進を町の主要な施策と位置付けます。
・ 男女共同参画実現に向けて、町民、事業者等、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携のもとに取り組みます。
・ 本計画に掲げる施策の着実な推進を図るために、必要な措置を積極的に講じていきます。
・ 女性活躍推進法で定める「特定事業主行動計画」※ を策定し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析に努めます。

◎　町民の皆さんは・・・

・ 男女共同参画社会についての理解を深めます。
・ 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会実現に向け自ら積極的に取り組むよう努めます。
・ 本計画および町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

◎　事業者等の皆さんは・・・

・ 事業活動等において、男女共同参画社会についての理解を深めます。
・ 男女の対等な参画機会の確保、職場と家庭生活を両立できる就労環境（ワーク・ライフ・バランス）の整備に努めます。
・ 本計画および町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。
・ 女性活躍推進法で定める「一般事業主行動計画」※ を策定し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析に努めます。

◎　教育関係者の皆さんは・・・

・ 教育の場において、男女共同参画社会についての理解を深めます。
・ 本計画および町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

《士幌町男女共同参画推進条例第１０条～第１３条》

―　施策の実施状況公表と、調査研究　―

・ 計画の推進について実効性を高めるため、実施状況についてその概要を公表します。
・ 男女共同参画を効果的に進めるため、情報収集、調査及び研究を行います。

《士幌町男女共同参画推進条例第２２条～第２３条》

※　「特定事業主行動計画」・「一般事業主行動計画」
女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体（特定事業主）及びそれ以外の事業主（一般事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針に即して、それぞれ「特定事業主行動計画」又は「一般事業主行動計画」を策定し、公表することが義務付けられています（一般事業主のうち、常時雇用する労働者が 300 人以下（令和４年４月１日以降は 100 人以下）の場合は努力義務）。その策定に当たっては、女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合等について分析した上で、その結果を勘案して、数値目標を盛り込む必要があります。また、各事業主は、女性の求職者の職業選択に資する情報についても定期的に公表することが義務付けられています。

5　基本計画の体系図

町では基本理念に基づき、次の７つの目標を掲げる基本計画を策定し、男女共同参画のまちづくりを進めます。

男女共同参画社会の実現を目指して

基本目標	重点課題	施策の方向
Ⅰ 男女の人権の尊重	1 暴力等を許さない環境づくり	1 啓発活動の充実 2 相談窓口の整備・充実
	2 男女共同参画の視点に立った意識づくり	1 男女共同参画の視点に立った広報等づくり 2 メディア等を活用した男女共同参画の推進
Ⅱ 男女が共同に社会参画するための環境づくり	1 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進	1 社会制度・慣行の見直し 2 政策・立案及び方針決定過程等への女性の参画拡大 3 審議会委員等への女性の登用促進 4 事業所・団体・地域等への積極的な女性の参画促進 5 女性リーダーの育成
	2 雇用（就業）の場における男女平等の推進	1 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保 2 働きやすい就労支援と環境づくり体制 3 自営業における男女対等な環境づくりの促進
	3 女性の自主的活動への支援	1 女性グループの地域活動の積極的な展開 2 女性の起業活動の推進
Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる環境づくり	1 安心して子育てができる環境整備	1 子育て支援策の推進
	2 安心して介護ができる環境の整備	1 介護を支援するための施策の推進
Ⅳ 生涯にわたる健康な生活への支援	1 母性保護と女性の健康の意識啓発	1 妊娠・出産期における健康づくり支援 2 性と生殖に関する健康と性教育の推進
	2　高齢者や障がい者が活き生きと安心して暮らせる環境の整備	1 高齢社会を活き生きと健康で暮らすための施策の推進 2 障がい者の生活支援とやさしいまちづくりの推進
Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実	1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進	1 家事、育児、介護は、男女が共に担う意識の醸成 2 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供
	2 学校における男女共同参画教育・学習の推進	1 男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実 2 家事、育児、介護など男女が共に担う視点からの教育の推進 3 男女共同参画の視点に立った学習の推進
	3 社会における男女共同参画教育･学習の推進	1 地域や職場において、男女共同参画社会づくりへの醸成 2 男女共同参画の視点に基づいた社会教育の推進 3 女性問題に関する広報、啓発及び情報収集と提供
Ⅵ 国際社会における交流・協力の推進	1 国際交流と国際協力への参画推進	1 国際交流・国際活動への参画推進 2 多様な文化や異なる国籍を持つ人との共生
Ⅶ 推進体制の確立	1 庁内推進体制の強化	1 推進体制の強化と施策評価体制の整備
	2 推進管理体制の確立	1 男女共同参画審議会による検証 2 調査研究・情報収集、提供
	3 民間団体及び町民との協力連携	1 行政と町民相互等の協力と連携

行動計画編

6　基本目標、重点課題と施策の方向

基本目標Ⅰ　男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現には、男女の個人としての人権が重んじられ、あらゆる場面で男女が共に個人としての能力を発揮できる機会が確保されることが必要となってきます。

しかし、現実は性別による固定的な役割分担意識が慣行となって根強く残っており、男女平等が十分に達成されているとはいえない状況にあります。また、女性に限らず男性に対しても、ドメスティック・バイオレンスや、ストーカー行為等の被害なども深刻な影響を与え、社会問題化しています。暴力は絶対に許されるものではありませんが、住民アンケートの結果からは、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスが増加している事が示唆されます。

これらのことから、暴力を無くし、一人ひとりの意識を高め、社会全体における認識を深めるため、すべての町民に向けた幅広い啓発活動と相談体制の充実を図っていきます。

重点課題１：暴力等を許さない環境づくり

施策の方向・事業内容	担当課
１　啓発活動の充実	
（１）パンフレットや広報等を活用した啓発・情報提供	総務企画課･保健福祉課
２　相談窓口の整備・充実	
（１）相談支援体制の充実	保健福祉課

重点課題２：男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向・事業内容	担当課
１　男女共同参画の視点に立った広報等づくり	
（１）広報・刊行物等における表現方法のガイドライン作成	総務企画課
（２）男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成	総務企画課
２　メディア等を活用した男女共同参画の推進	
（１）インターネット、図書等を活用した男女共同の意識づくり	全庁
（２）講演会等の実施	総務企画課

基本目標Ⅱ　男女が共同に社会参画するための環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、これまでの慣習にとらわれない柔軟な発想と、男女があらゆる場に参加するだけではなく政策や方針決定において対等に参画することが極めて重要です。しかし、現状では依然として男女の性によって役割を固定化してしまう傾向や男性中心の下で、政策や方針決定がされているのが実情です。こうした不均衡を解消し、女性が男性とともにあらゆる分野における政策や方針決定の場に参画できる環境づくりや条件を整備し、男女双方の視点での意見を積極的に反映することは、社会の多様な問題を解決することにもつながります。

一方、雇用の場においては、今後、女性の労働力はますます重要になってくることが考えられます。女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度等の整備により働く環境の改善が図られてきていますが、女性を取り巻く環境はまだまだ厳しい現状にあります。

事業主や労働者に対して、関連法の制度や周知徹底を図るとともに、女性のライフスタイルに応じた適切な職業能力の開発と女性の積極的な活用及び起業活動に向けた、支援体制づくりを進めていきます。

また、農業や商工自営業に従事する女性は、生産や経営において重要な役割を担っていることから、その働きが十分に評価されるよう、男女対等な環境づくりの促進を図っていくことが必要です。

重点課題１：社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向・事業内容	担当課
１　社会制度・慣行の見直し （１）男女の固定的な役割の見直しの啓発	総務企画課
２　政策・立案及び方針決定過程等への女性の参画拡大 （１）情報の提供及び参画しやすい場の拡充	総務企画課
３　審議会委員等への女性の登用促進 （１）積極的改善措置（ポジティブアクション）に向けた登用率の目標値設定と取り組み（当面３０％）	全庁
４　事業所・団体・地域等への積極的な女性の参画促進 （１）事業所・事業主を対象にした啓発（商工会との連携）	産業振興課
５　女性リーダーの育成 （１）女性を対象にした研修会への参加促進	教育委員会

（２）女性を対象にした講座・教室の開催	教育委員会
６ 防災分野に関わる男女共同参画の推進 （１）防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画促進 （２）防災の現場への女性の参画促進 （３）地域防災活動への女性の参画推進	 総務企画課 総務企画課 総務企画課

重点課題２：雇用（就業）の場における男女平等の推進

施策の方向・事業内容	担当課
１ 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保 （１）男女雇用機会均等法・労働関係法の関係機関との連携による制度周知 （２）女性活躍推進法における、事業主行動計画の策定と制度推進	 産業振興課 総務企画課
２ 働きやすい就労支援と環境づくり体制 （１）働きやすい環境づくり （２）育児・介護休業制度の啓発と男性の取得の推進 （３）仕事と家庭の両立のため関係機関との連携による制度周知 （４）女性の職業生活に関する相談体制の充実 （５）女性の職業能力育成に対する支援	 子ども課 産業振興課 産業振興課 産業振興課 産業振興課
３ 自営業における男女対等な環境づくりの促進 （１）就業条件改善のための支援 （２）家族経営協定等の啓蒙による労働環境の整備と経営への参画促進 （３）女性の認定農業者への誘導	 産業振興課 農業委員会 産業振興課

重点課題３：女性の自主的活動への支援

施策の方向・事業内容	担当課
１ 女性グループの地域活動の積極的な展開 （１）活動に対する支援 （２）女性を対象にした講座・教室の開催	 教育委員会・産業振興課 教育委員会

２ 女性の起業活動の推進 （１）女性起業の育成・支援	産業振興課

基本目標Ⅲ　男女が共に安心して暮らせる環境づくり

社会のあらゆる分野において女性の進出が増加している反面、家事、育児、介護の多くは、女性が担っているのが現状です。

特に女性にとって、職業生活は、出産や育児、介護などを理由として中断せざるを得ない場合が多くあります。

また住民アンケートの結果から、共働きが増加する一方で、男女とも家庭と仕事を両立させることを望む傾向が強くなっており、多様で柔軟な働き方がより一層求められていることが示唆されます。

これらのことから、安心して仕事と子育て・介護ができる、多様なニーズに応じた環境の整備を進めていきます。

重点課題１：安心して子育てができる環境整備

施策の方向・事業内容	担当課
1　子育て支援策の推進	
（１）子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業	保健福祉課
（２）乳幼児健診での育児不安・相談機会の提供	保健福祉課
（３）乳児期医療体制の整備	国保病院
（４）乳幼児の医療費支給	保健福祉課
（５）児童虐待の相談支援体制の整備	保健福祉課
（６）保育時間の延長	子ども課
（７）障がい児保育事業	子ども課
（８）一時保育事業※ ※家庭における育児で、保護者の急病、急用等により一時的に保育が必要になる幼児を預かる事業（対象児：1歳以上の未就学幼児。ただし、緊急時のみ６か月から利用可能）。	子ども課
（９）病児保育事業の推進	子ども課
(10) ファミリーサポート事業	子ども課
(11) 地域子育て支援センター事業	子ども課
(12) 放課後児童健全育成事業	教育委員会
(13) 学習・スポーツの場所の提供（総研の利用促進）	教育委員会
(14) 家庭教育相談事業	子ども課
(15) 保育所（園）地域活動事業	子ども課
(16) ひとり親医療費助成事業	保健福祉課

（17）乳児健診・予防接種等の日時、場所、実施方法の弾力化	保健福祉課
（18）外出支援サービス	子ども課
（19）士幌町子育て短期支援事業※ ※保護者の方が疾病や育児疲れ、出産、冠婚葬祭等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で子どもを一時的に預かる（ショートステイ）事業。	子ども課

重点課題２：安心して介護ができる環境の整備

施策の方向・事業内容	担当課
1　介護を支援するための施策の推進	
（１）介護予防・生活支援サービス事業	保健福祉課
（２）総合相談支援業務	保健福祉課
（３）権利擁護業務	保健福祉課
（４）認知症初期集中支援推進事業	保健福祉課
（５）認知症地域支援・ケア向上事業	保健福祉課
（６）在宅介護用品の支給	保健福祉課
（７）住宅改修相談支援事業	保健福祉課
（８）徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	保健福祉課

基本目標Ⅳ　生涯にわたる健康な生活への支援

生涯にわたり安心して、健康な生活を送ることは誰もが望むことです。

特に女性の身体は、妊娠や出産において男性とは異なる健康上の問題に直面します。母性の重要性や健康保持について、性別に関係なく認識することが求められます。

一方、高齢化社会が進む中、いかに自立して自分自身の時間を有意義に過ごすか、今後ますます重要な課題となっています。高齢者が生きがいや充実感を持って毎日を送るためには、社会の一員としてこれまで得た知識や経験を活かし、社会に貢献できる機会を確保することが必要です。

また、障がい者が自立した生活を営むためには、多くの困難が伴うことから、支援体制の整備を図っていく必要があります。

重点課題１：母性保護と女性の健康の意識啓発

施策の方向・事業内容	担当課
１　妊娠・出産期における健康づくり支援	
（１）妊婦健康診査費助成事業	保健福祉課
（２）パパママ教室	保健福祉課
（３）妊産婦・乳児訪問	保健福祉課
（４）産前産後ケア事業	保健福祉課
２　性と生殖に関する健康と性教育の推進	
（１）性に関する指導の取り組み	教育委員会

重点課題２：高齢者や障がい者が活き生きと安心して暮らせる環境の整備

施策の方向・事業内容	担当課
１　高齢社会を活き生きと健康で暮らすための施策の推進	
（１）老人クラブ、柏樹学級等を通じた生涯学習	教育委員会
（２）高齢者と児童・生徒の交流事業の開催	教育委員会
（３）検診後の健康教育の推進	保健福祉課
（４）高齢者虐待の相談支援体制の充実	保健福祉課
（５）地域住民グループ支援事業	保健福祉課

２ 障がい者の生活支援とやさしいまちづくりの推進	
（１）心身障がい者の相談体制の充実	保健福祉課
（２）障がい児保育事業（再掲）	子ども課
（３）こども発達相談センターの設置及び専門指導員の配置	教育委員会
（４）士幌町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成と推進	総務企画課

基本目標Ⅴ　男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において個人の自立とともに、お互いの生き方を尊重する心を育む上で重要な役割を果たしています。

少子高齢化や核家族化が進む中、男女が互いに家事、育児、介護などを担うことが必要です。

「女だから、男だから」という社会的文化的に形成された性別で振り分けるのではなく、自立した考え方や行動を身に付けるためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図る必要があります。

特に子どものうちから男女共同参画の意義などの教育を推進することが重要であることから、教育関係者に対しては、研修の機会を設け、意識高揚に努めていきます。

重点課題１：家庭における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1　家事、育児、介護は、男女が共に担う意識の醸成	
（１）青年男女の子育ての大切さ、楽しさを実感できる事業の検討	教育委員会
（２）男性の家事、育児、介護への参加促進	保健福祉課・子ども課
2　男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供	
（１）家庭教育に関する懇談会の実施	子ども課・教育委員会
（２）生涯学習出前講座を活用した事業や、関係団体と連携した事業を展開	教育委員会・総務企画課

重点課題２：学校における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1　男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実	
（１）教職員研修の実施	教育委員会
2　家事、育児、介護など男女が共に担う視点からの教育の推進	
（１）小学生の家事、育児、介護の体験学習	教育委員会
（２）中、高校生の家事、育児、介護の体験学習	教育委員会・高校

3　男女共同参画の視点に立った学習の推進 （1）家庭科、技術科、保健体育授業の男女共修	 教育委員会・高校

重点課題３：社会における男女共同参画教育･学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1　地域における男女共同参画社会づくりへの醸成 （1）子育て意見交換会 （2）井戸端会議開催	 子ども課 子ども課
2　男女共同参画の視点に基づいた社会教育の推進 （1）男女がともに参加できる社会教育事業の検討	 教育委員会
3　女性問題に関する広報、啓発及び情報収集と提供	総務企画課・保健福祉課

基本目標Ⅵ　国際社会における交流・協力の推進

男女共同参画社会の実現は、世界に共通の課題です。我が国における男女共同参画の取り組みは、世界的に見ても遅れているといわれていることから、各国の女性が置かれている状況や女性問題の取り組みの実態などを把握し、国際社会の一員としての認識を深めることが必要です。

重点課題１：国際交流と国際協力への参画推進

施策の方向・事業内容	担当課
１　国際交流・国際活動への参画推進	
（１）女性を対象にした文化交流教室等の開設	教育委員会
（２）在外体験者による英語教育の実施	教育委員会
２　多様な文化や異なる国籍を持つ人との共生	
（１）国際理解教育	教育委員会・高校
（２）外国語指導助手（ＡＬＴ）等による授業の実施	教育委員会・高校

基本目標Ⅶ　推進体制の確立

各施策を効果的に推進していくためには、庁内において各部署の役割を明確にし、かつ、情報共有を図る行政運営の体制整備が必要です。

また、管理体制の確立や、住民の声を反映した施策推進のための調査研究を実施する体制も必要です。

さらに、各地域の住民と行政が連携して施策を推進できる体制の確立も重要です。

重点課題１：庁内推進体制の強化

施策の方向・事業内容	担当課
１　推進体制の強化と施策評価体制の整備	
（１）定期的な情報の共有	総務企画課
（２）女性の職業生活における活躍推進に向けた意見交換	総務企画課

重点課題２：推進管理体制の確立

施策の方向・事業内容	担当課
１　男女共同参画審議会による検証	
（１）各種審議会の登用率検証	総務企画課
２　調査研究、情報収集	
（１）町民の男女共同参画意識調査・研究	総務企画課

重点課題３：民間団体及び町民との協力連携

施策の方向・事業内容	担当課
１　行政と町民相互等の協力と連携	
（１）各地区担当者を通じた協力体制の確立	総務企画課

資　料　編

1　士幌町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・　24
2　男女共同参画に関する動き・・・・・・・・・・・・・・　29
3　男女共同参画に関する住民アンケート結果・・・・・　39

1　士幌町男女共同参画推進条例

平成17年3月18日
条例第3号

目次

前文
第1章　総則(第1条―第14条)
第2章　基本施策等(第15条―第23条)
第3章　士幌町男女共同参画審議会(第24条―第26条)
第4章　補則(第27条)

(前文)

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれ、わが国は男女平等の実現に向けた取組みを国際社会における取組みと連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

士幌町は、先人からの開拓精神が受けつがれ、豊かな自然と人間性そして愛に満ちたふれあいのあるまちづくりを進めてきました。

こうした中、本町では多くの女性が労働に携わり、家庭や地域の担い手として大きな役割を果たしています。しかし、町民の意識には家庭、職場、地域において男女間の不平等を感じている状況も存在しており、男女平等に向けた一層の努力が求められています。

少子高齢化や社会情勢の急速な変化に対応し、誰もが活き活きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた士幌町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、男女共同参画社会の形成に向けて、基本理念を定め、町、町民、事業者等及び教育関係者の責任と役割を明らかにするとともに、町が行う施策について基本となる事項を定め、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条　この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

(1)　男女共同参画　性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、社会の対等な構成員

として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

(3)　事業者等　町内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業活動を行う個人、法人及び町内会、その他の各種団体をいいます。

(4)　教育関係者　家庭、学校、地域その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいいます。

（男女の人権の尊重）

第3条　男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いをなくすとともに、互いの特性を認め合い、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることを基本として、行わなければなりません。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条　男女共同参画社会づくりにあたっては、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、社会における制度又は慣行が、男女の社会活動に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されなければなりません。

（施策等の立案及び決定への共同参画）

第5条　男女共同参画社会づくりは、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる施策、立案及び決定において共同で参画する機会が確保されることを基本として、行わなければなりません。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条　男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域などでの社会生活を両立できることを基本として、行わなければなりません。

（生涯にわたる健康な生活等への配慮）

第7条　男女共同参画社会づくりは、男女が互いの性を理解し、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されなければなりません。

（教育及び学習における男女共同参画への配慮）

第8条　男女共同参画社会づくりは、社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されなければなりません。

（国際社会における取組みへの配慮）

第9条　男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組みと密接な関係を有しているこ

とを考慮し、国際社会の動向を踏まえながら行われなければなりません。

（町の責任と役割）

第10条　町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条から前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的に実施します。

2　町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取り組みます。

3　町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。

（町民の責任と役割）

第11条　町民は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、その実現に努めます。

2　町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

（事業者等の責任と役割）

第12条　事業者等は、その事業活動等を行うにあたり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を進めるよう努めます。

2　事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

（教育関係者の責任と役割）

第13条　教育関係者は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めます。

2　教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

（性別による権利侵害の禁止）

第14条　誰であっても、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とした権利侵害や差別的取扱いを行ってはいけません。

2　誰であっても、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、相手が望まない性的な言動や不愉快な思いを与える行為を行ってはいけません。

3　誰であっても、すべての男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはいけません。

第2章　基本施策等

（基本計画）

第15条　町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために基本計画を策定します。

2　町長は、基本計画を策定又は変更するにあたっては、あらかじめ士幌町男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。

3　町長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表します。

（積極的改善措置）

第16条　町は、町の付属機関等の委員に任命する場合及び施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を図るよう努めます。

（町民、事業者等の理解を深める広報及び啓発活動）

第17条　町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発活動を行うよう努めます。

（町民及び事業者等の活動に対する支援）

第18条　町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する取組みに対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めます。

（自営業における環境整備）

第19条　町は、自営の農林業及び商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとにその主体性を活かし、能力を十分に発揮して、男女が対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるよう、必要な環境整備に努めます。

（教育活動による意識の醸成）

第20条　町は、学校教育その他のあらゆる教育及び学習の機会において、個人の尊重、男女の平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

（町民等からの申出）

第21条　町民等は、男女共同参画を阻害すると思われることや進めるために必要と思われることがある場合は、町長に申し出ることができます。

2　町長は、前項の申し出に対し必要と認める場合は、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めます。

（公表）

第22条　町長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、その概要を公表します。

（調査研究）

第23条　町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な事項について情報の収集、調査及び研究を行います。

第3章　士幌町男女共同参画審議会

（設置）

第24条　男女共同参画社会の実現に関する施策の推進について調査研究をするため、士幌町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2　審議会は次に掲げる事務を調査、審議します。

(1)　町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査、審議し、意見を述べること。

(2)　前項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要と認める重要事項について意見を述べること。

（組織等）

第25条　審議会の委員は10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

(1)　学識経験者

(2)　公募に応じた町民

(3)　事業者等

(4)　教育関係者

(5)　前各号のほか、町長が必要と認めた人

2　委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めます。

3　委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

4　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選することとします。

5　会長は、会務を総理し、審議会を代表することとします。

6　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理することとします。

（会議）

第26条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2　審議会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数の場合は会長が決めることとします。

第4章　補則

（委任）

第27条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附　則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

２　男女共同参画に関する動き

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
１９７５年（昭和５０年）	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」開催 ・「婦人問題担当室」設置		
１９７６年（昭和５１年）	・国際婦人の十年スタート（～８５） ・ILO 婦人労働問題担当室設置	・「育児休業法」施行 （女子教員・看護婦・保母を対象） ・「民法の一部を改正する法律」施行 （離婚復氏制度）		
１９７７年（昭和５２年）	３月８日を「国際女性デー」として制定。	・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」決定 ・国立婦人教育会館開館		
１９７８年（昭和５３年）		・「国内行動計画」第１回報告書発表	・「北海道婦人行動計画」策定	
１９７９年（昭和５４年）	・国連第３４回総会「女子差別撤廃条約」採択			

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
１９８０年（昭和５５年）	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画」第２回報告書発表 ・「女子差別撤廃条約」への署名決定	・北海道婦人指導員配置（１４支庁） （平成５年北海道女性指導員に改称）	
１９８１年（昭和５６年）	・「女子差別撤廃条約」発効 ・IL0156 号条約採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行（配偶者の法定相続分の引上げ）	・北海道婦人行動計画推進協議会設立（昭和６２年北海道女性の自立プラン推進協議会に改称）	
１９８３年（昭和５８年）		・婦人少年問題審議会婦人労働部会（男女雇用平等法審議）中間報告	・北海道婦人の十年中間年全道大会開催（札幌市）	
１９８４年（昭和５９年）	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議（東京）	・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	・生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 ・「北海道婦人行動計画後期推進方策」策定	
１９８５年（昭和６０年）	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議	・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会	・北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議	

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	に改組 ・ナイロビ世界会議 NGO フォーラム参加 ・「女性さみっと 2/2 の世界へ」開催	
１９８６年（昭和６１年）		・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・国民の年金法等の一部を改正する法律施行（女性の年金権の確立）		
１９８７年（昭和６２年）		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「北海道女性の自立プラン」策定	
１９８８年（昭和６３年）			・生活福祉部に青少年婦人室を設置 ・審議会等への女性委員の登用目標率 20%に改定	
１９８９年（平成元年）	・国連は 1994 年を国際家族年とすることを採択			

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
１９９０年 （平成２年）	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		
１９９１年 （平成３年）	・海外経済協力機関（OECD）「開発と女性」配慮のための指針策定	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第１次改定）」策定 ・「育児休業法」の公布	・北海道立女性プラザ開設	
１９９２年 （平成４年）		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣任命		
１９９３年 （平成５年）	・国連世界人権会議開催（ウィーン） ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・第１回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 ・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「パートタイム労働法」成立・施行	・青少年婦人室を青少年女性室に改称	

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
１９９４年 （平成６年）	・「開発と女性」に関する第２回アジア･太平洋大臣会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口開発会議開催（カイロ）	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	・北海道の女性発行	
１９９５年 （平成７年）	・第４回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准	・青少年女性室を女性室に改組 ・北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 ・北海道男女共同参画推進本部設置	
１９９６年 （平成８年）		・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		
１９９７年 （平成９年）	・第４１回婦人の地位向上委員会開催（ニューヨーク）	・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」	・「北海道男女共同参画プラン」策定 ・「女性に関する意識調査」発行	

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
		公布 ・男女共同参画白書発表		
１９９８年（平成１０年）		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	・北海道国際女性フォーラム開催 ・審議会等への女性委員の登用率目標３０％に改定	
１９９９年（平成１１年）		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料･農業･農村基本法」公布、施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申		
２０００年（平成１２）	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画週間について」男	・北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書	

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
		女共同参画推進本部決定		
２００１年（平成１３年）		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者からの保護に関する法律」施行 ・「育児・介護休業法」の一部改正 ・第１回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について ・男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」	・北海道男女平等参画推進条例制定 ・「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 ・「女性室」を「男女平等参画推進室」に改組 ・「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改組 ・北海道男女平等参画審議会設置	
２００２年（平成１４年）		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法の円滑な施行につい	・北海道男女平等参画基本計画策定 ・北海道立女性相談援助センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備	

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
		て」、「平成１３年度監視」、「苦情処理等システム」		
２００３年（平成１５年）		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第４回・５回女子差別撤廃条約実施状況報告審議		・男女共同参画社会検討会議設置 ・男女共同参画社会部会（町民会議）設置 ・男女共同参画に関する住民意識調査を実施
２００４年（平成１６年）		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
２００５年（平成１７年）	・北京＋１０（第４９回国連婦人の地位委員会）	・「男女共同参画基本計画（第２次）」策定		・士幌町男女共同参画推進条例制定 ・士幌町男女共同参画審議会設置
２００６年	・第１回東アジ		・「北海道配偶者	・「士幌町男女共

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
（平成１８年）	ア男女共同参画担当大臣会議（東京）		暴力防止及び被害者保護･支援に関する基計画」策定	同参画基本計画」策定
２００７年（平成１９年）	・第２回東アジア男女共同参画担当大臣会議（ニューデリー）	・「仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）憲章」策定 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
２００８年（平成２０年）	・第３回東アジア男女共同参画担当大臣会議（ソウル）	・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	・「第２次北海道男女平等参画基本計画」策定	
２００９年（平成２１年）			・「第２次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	
２０１０年（平成２２年）	・第４回世界女性会議１５周年における宣言	・「男女共同参画基本計画（第３次）」策定		
２０１１年（平成２３年）	・「ＵＮ Ｗｏｍｅｎ」発足			・「第２期士幌町男女共同参画基本計画」策定
２０１４年（平成２６年）			・「北の輝く女性応援会議」設置	
２０１５年（平成２７	・国連婦人の地位委員会（「北京	・「女性の職業生活における活躍	・「女性の活躍支援センター」	・男女共同参画に関する住民ア

年	世　　界	日　　本	北　海　道	士　幌　町
年）	＋20」記念会合）開催 ・持続可能な開発（SDGｓ）採択	の推進に関する法律」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画（第４次）」策定	開設	ンケートを実施
２０１６年（平成２８年）		・男女雇用機会均等法改正 ・育児・介護休業法改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	・北海道女性活躍推進計画策定	・「第 3 期士幌町男女共同参画基本計画」策定
２０１７年（平成２９年）		・改正男女雇用機会均等法施行 ・育児・介護休業法施行		
２０１８年（平成３０年）		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行	・第３次北海道男女平等参画基本計画策定	
２０１９年（平成３１年・令和元年）		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正	・第４次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画策定	
２０２０年度（令和２年）				・男女共同参画に関する住民アンケートを実施

3　男女共同参画に関する住民アンケート結果

1．調査対象　令和２年４月１日現在士幌町に在住している 20 歳～70 歳代の男女
2．調査人数　600 名（10 歳区切り各世代男女各 50 名）
3．抽出方法　性別・年代別に無作為抽出
4．調査方法　郵送によるアンケート調査
5．調査期間　令和２年 11 月 13 日～11 月 30 日
6．回収率　　40.8%（前回(27 年)37.5%）

― 回答者自身について ―

（1）性別

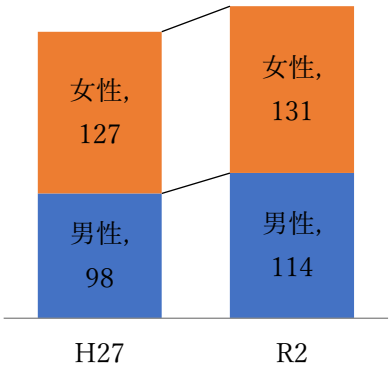

（2）年代

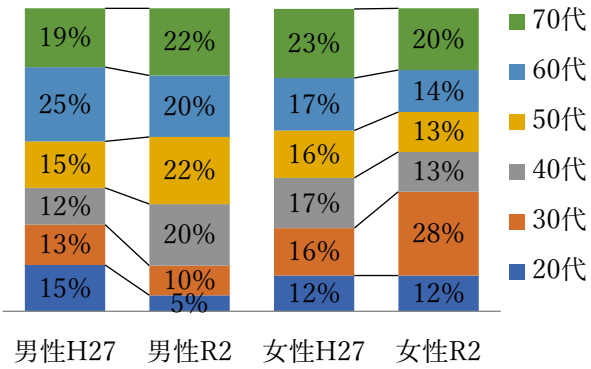

（3）既婚・未婚

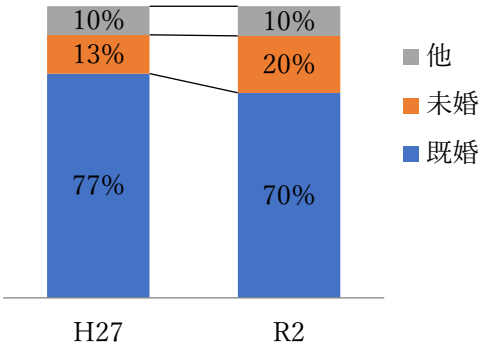

（4）家族構成

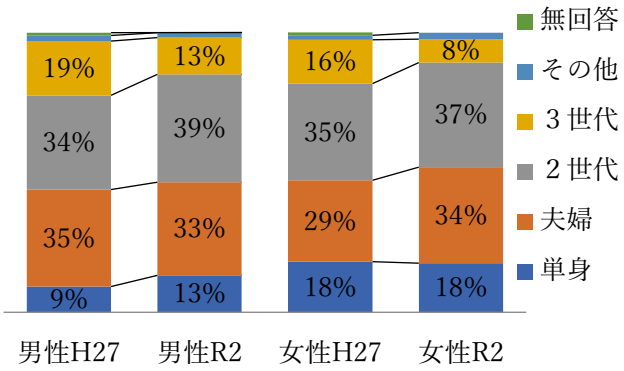

（5）職業

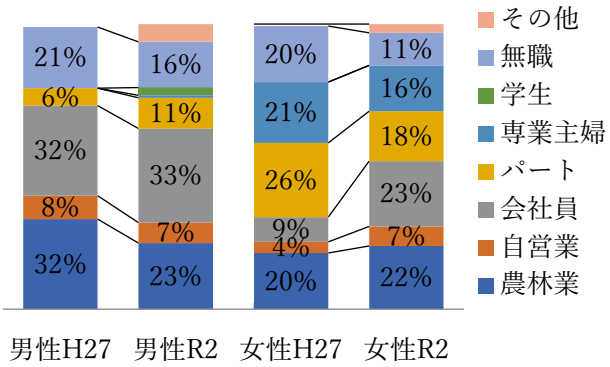

（6）共働き（既婚者のみ）

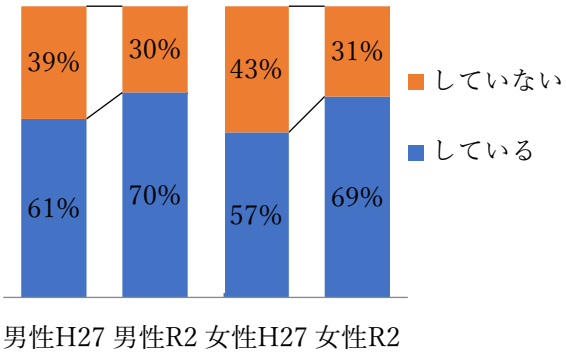

（7）士幌町の居住歴

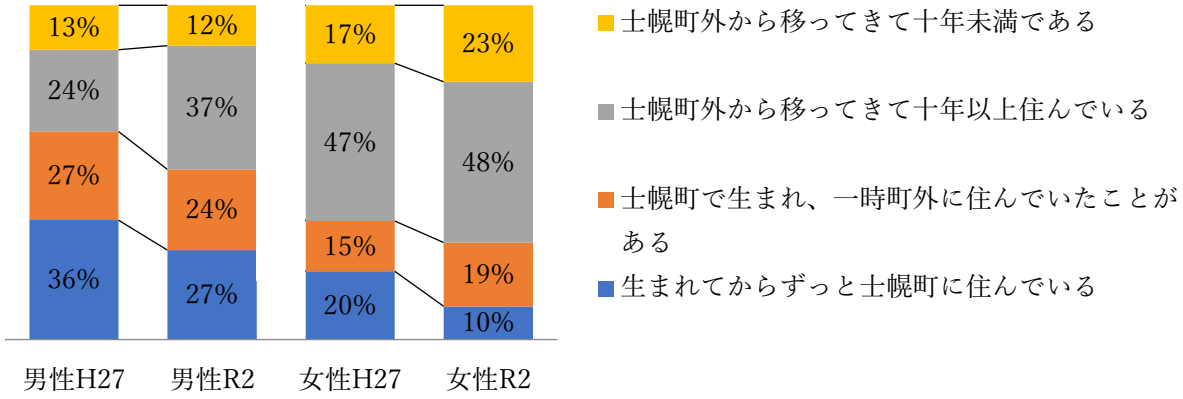

回答率が増加した。また、既婚者のうち共働きと回答した割合が約 70%に増加した。

― 男女平等意識 ―

問１　あなたは「男女共同参画社会」という言葉と意味についてご存知でしたか？

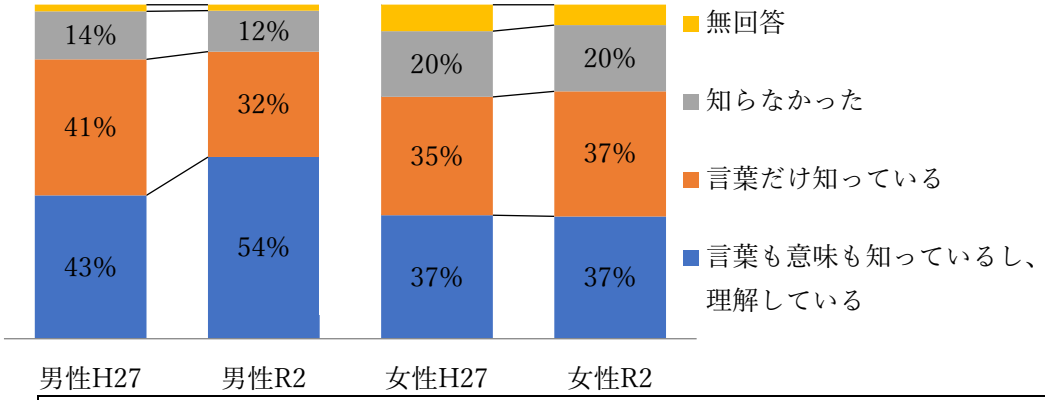

理解していると回答した男性の割合が増加した。

問２　あなたは次の身近な項目について、男女平等になっていると思いますか？

ア　家庭生活　　イ　職場・学校

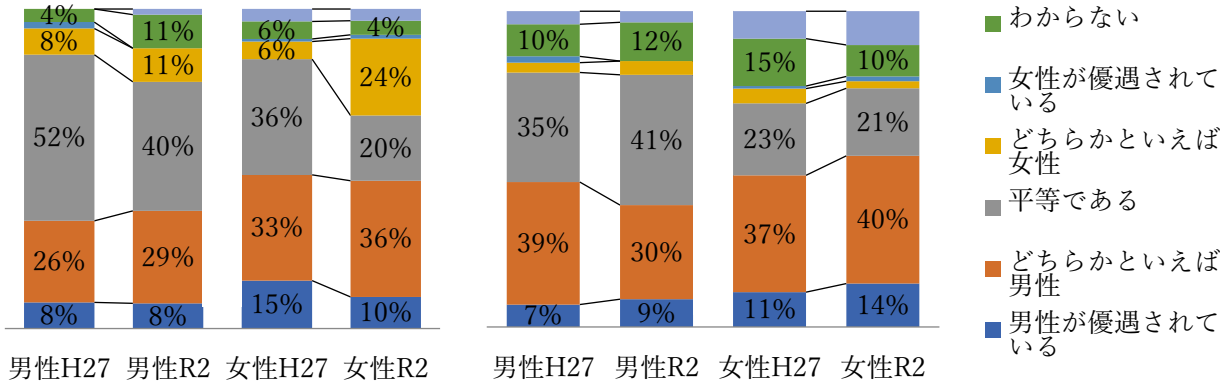

ウ　地域活動

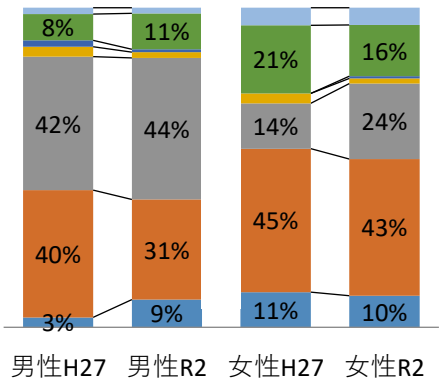

エ　社会全体

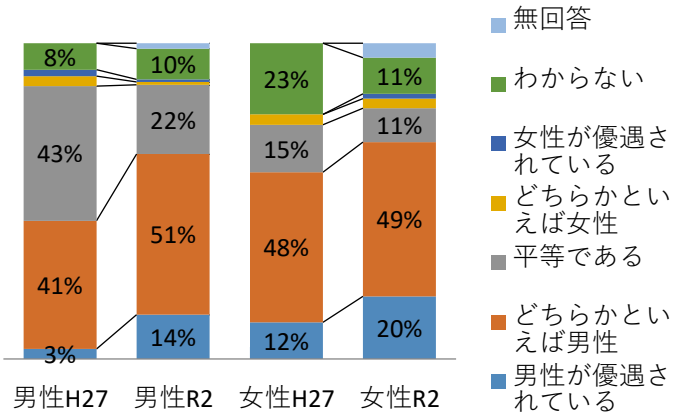

家庭においては女性が優遇されていると回答した割合が増加し、地域においては平等と回答した割合が増加した。

問３　次の項目について、あなたの考えに一番近いものはどれですか？

ア　男は仕事、女は家庭

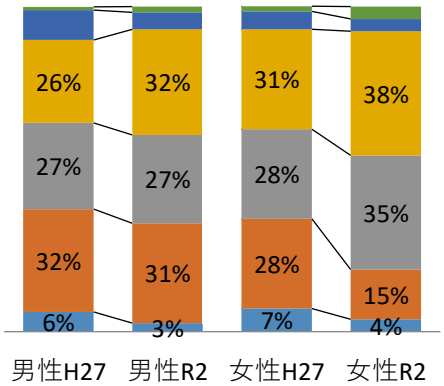

イ　男だから、女だから

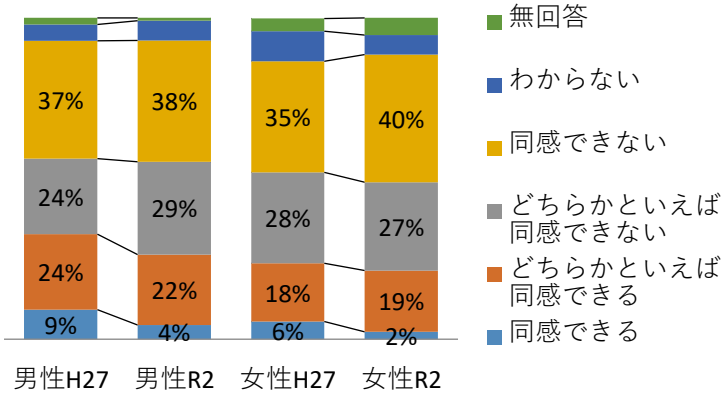

ウ　男の子は男らしく、女の子は女らしく

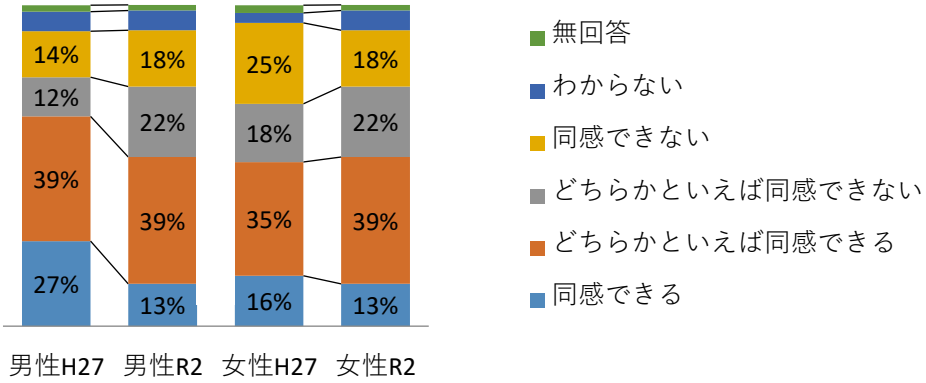

女性については、「男は仕事、女は家庭」に同感できないと回答した割合が増加した。

― 家庭生活 ―

問４　あなたの家庭では、次の項目についてどのように行っていますか？

ア　炊事、洗濯、掃除など

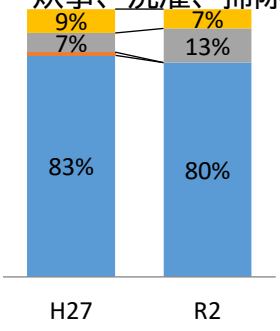

イ　子育て

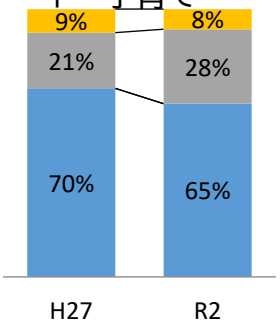

ウ　高齢者等の介護

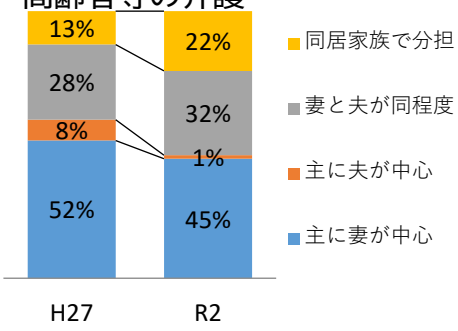

エ　学校行事・ＰＴＡ活動

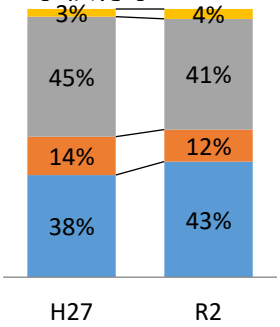

オ　町内会活動

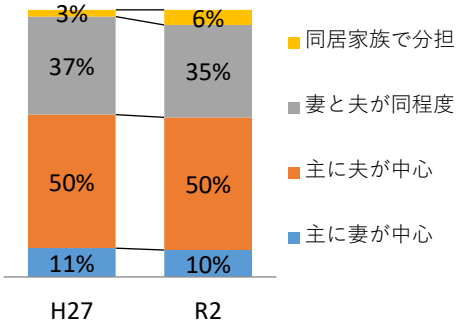

家事・子育て・介護は、依然として妻が中心と回答した割合が高いが、夫婦同程度の割合は増加した。

問５　問４の項目の中で、あなたが男女平等の意識が遅れていると思われるものは何ですか？【複数回答】

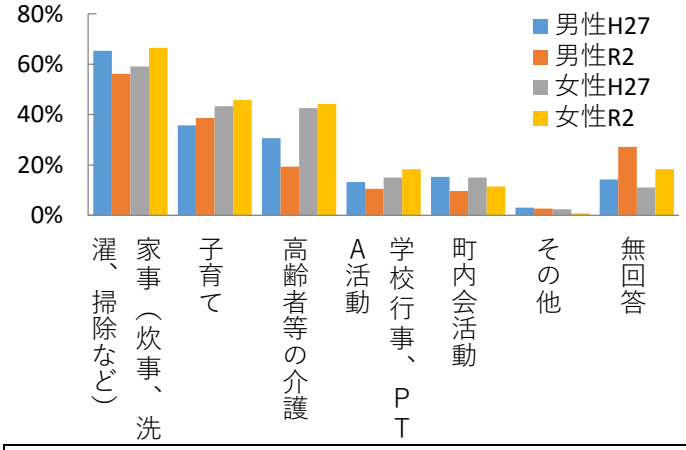

問４で「妻と夫で同程度」の割合が低かった「家事」、「育児」及び「介護」について、男性は女平等の意識が遅れていると認識されている傾向があった。特に「家事」及び「介護」については、男女平等の意識が遅れていると回答した男性が減少した一方で、女性については増加した。

問６　一般的に共働きの家庭での家事や育児・介護の役割分担について、あなたはどのように考えますか？

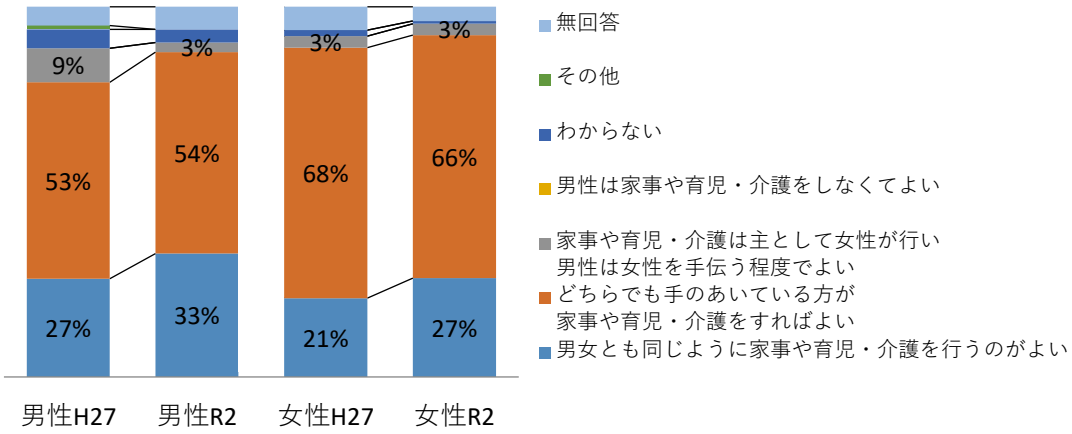

手の空いている方が育児・介護を行うと回答した割合が依然として高いが、夫婦で同様に行うべきと回答した割合が増加した。

問７　あなたは、仕事と家庭生活のどちらを優先させるのが望ましいと思いますか？

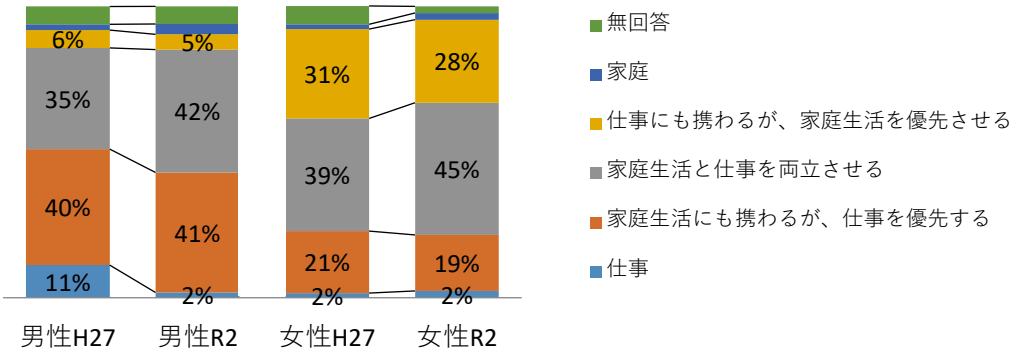

仕事と家庭に優先度をつけず、家庭と仕事を両立させるべきと回答した割合が増加した。

―　仕事　―

問８　あなたは女性が職業をもつことについて、どう思いますか？

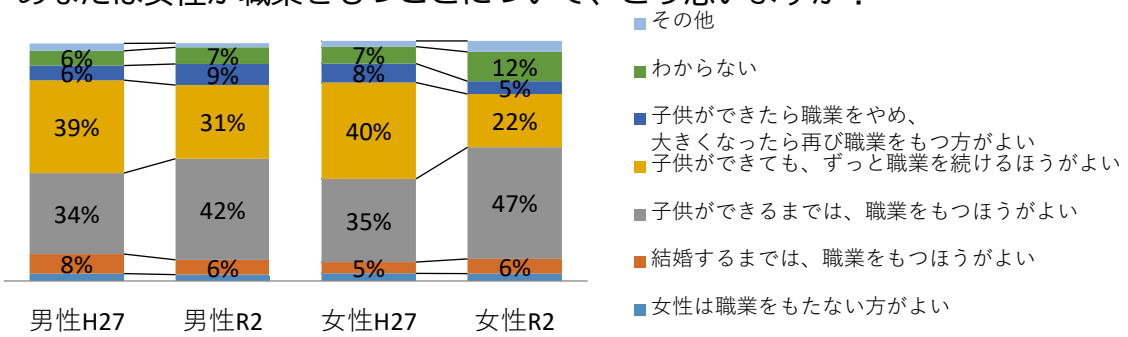

男女とも、子どもができるまでと回答した割合が最も高く、次いで子どもができても続けると回答した割合が高かった。

問９　現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか？

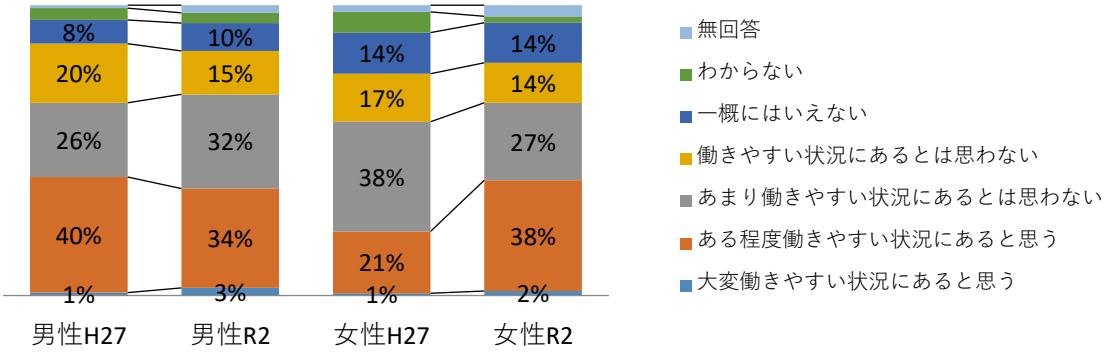

ある程度女性が働きやすい状況だと思うと回答した割合は、女性では増加した一方、男性では減少した。

問 10　女性が働くうえで妨げになる原因について、どのようにお考えですか？【３つまで】

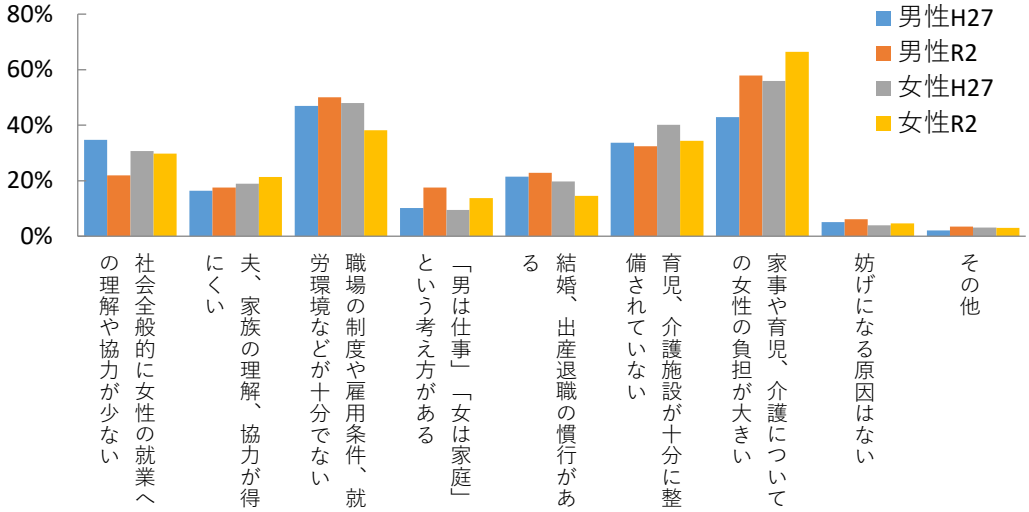

家事や育児、介護についての女性の負担が原因と回答した割合が、男女とも最も高く、増加した。

問 11　「ワーク・ライフ・バランス」という言葉と意味についてご存知でしたか？

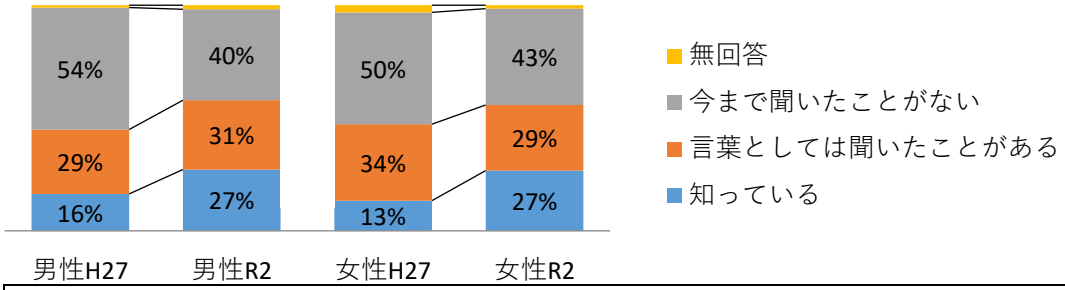

男女とも過半数が知っている聞いたことがあると回答し、かつ、知っていると回答した割合が増加した。

問 12　ご自身の生活を考えたとき、ワークとライフのバランスがとれていると思いますか？

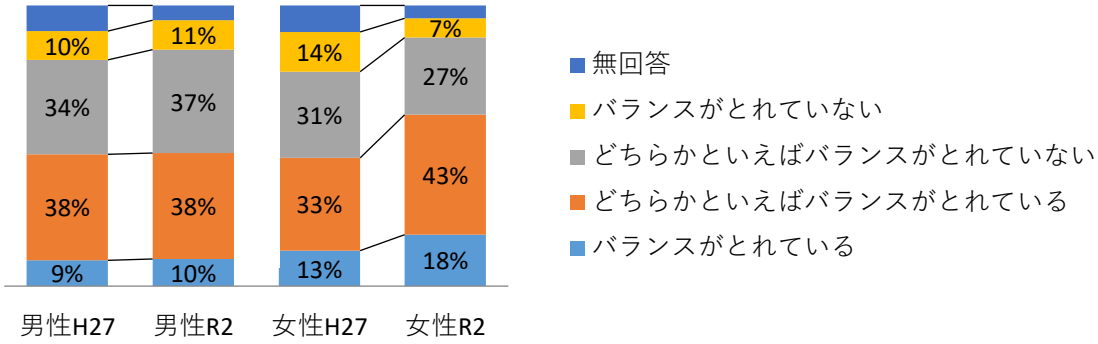

女性は、（どちらかといえば）バランスがとれていると回答した割合が増加し、50％を超えた。

問 13　あなたは、ワーク・ライフ・バランスを進めることで、どのような効果があると思いますか？【３つまで】

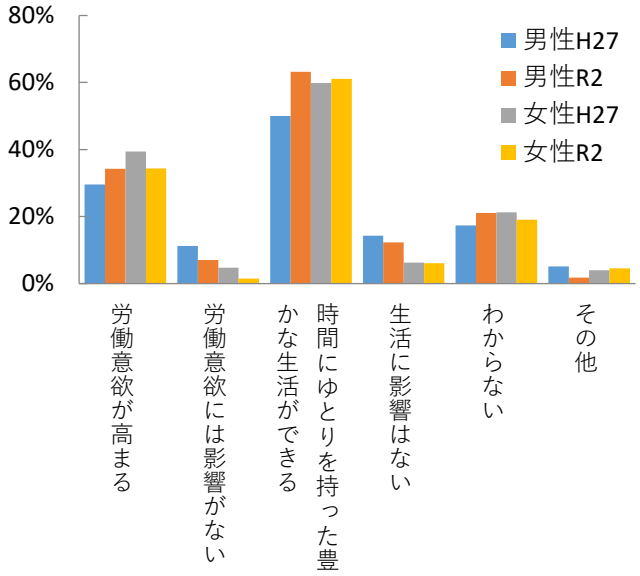

男女とも時間にゆとりができると考えているとの回答が 50％を超えた。

― 地域生活 ―

問 14　あなたが次の項目の中で、現在参加している活動は何ですか？また、今後も継続又は参加したい活動は何ですか？【複数回答】

①現在参加している　　②今後も継続又は参加したい

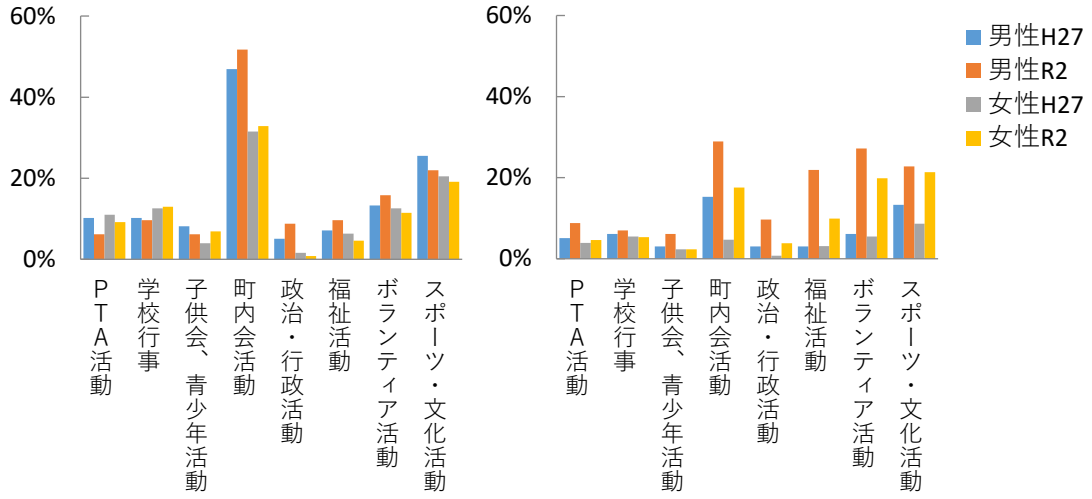

男性の町内会活動への参加率が 50%超えた。今後は町内会や福祉、ボランティア、スポーツ・文化活動に参加したいと回答した割合が男女とも増加した。

問 15　あなたが問 14 のような各種活動に参加する場合、妨げとなることは何ですか？【３つまで】

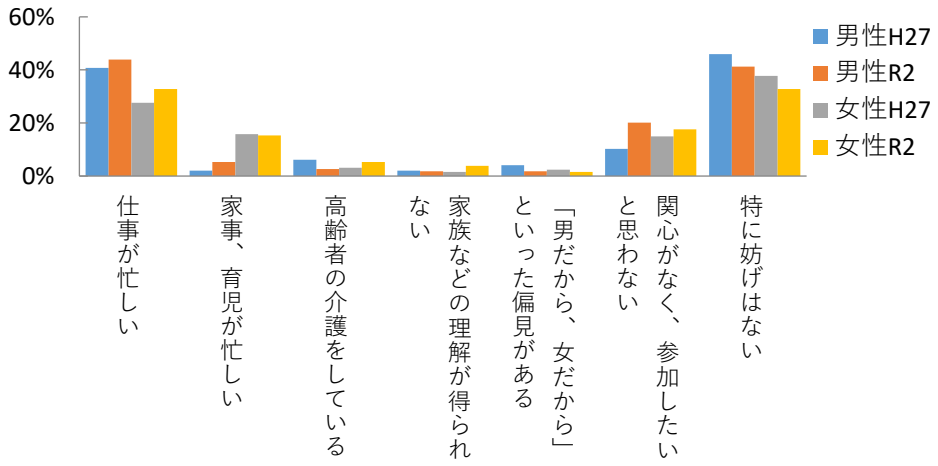

男女とも、仕事が忙しいことが妨げとなっていると回答した割合が増加した。

問 16　地域の役割分担について思うことは何ですか？【３つまで】

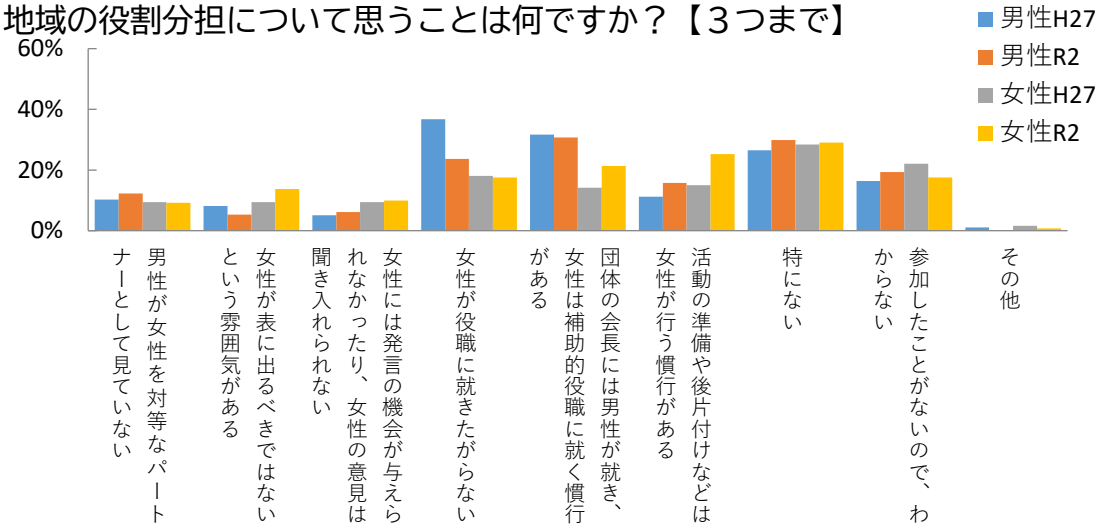

女性が役職に就きたがらないと回答した男性の割合が減少した。準備片付けは女性が行う慣行があると回答した割合は増加した。

―　セクシュアル・ハラスメント　―

問 17　セクシュアル・ハラスメントの言葉の意味を知っていますか？

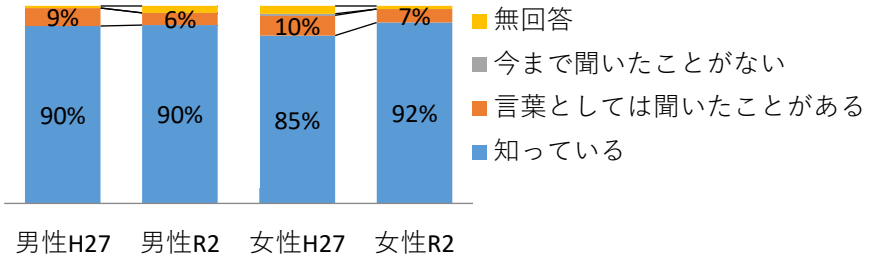

男女とも、90%以上が知っていると回答した。

問 18　職場、学校、地域、家庭でセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きしたことがありますか？【複数回答】

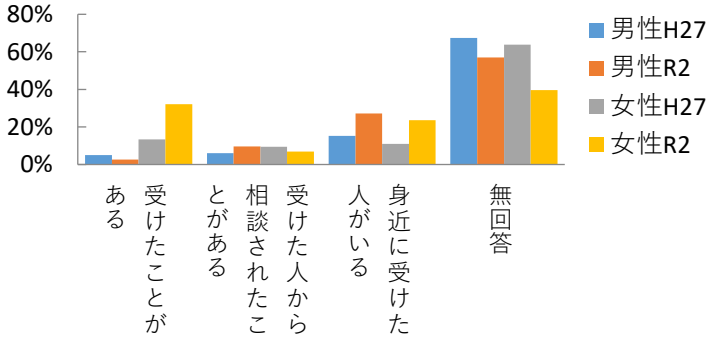

セクシュアル・ハラスメントを受けたことがあると回答した女性の割合が２倍以上に増加した。身近に受けた人がいると回答した割合は男女とも増加した。

― ドメスティック・バイオレンス ―

問 19　ドメスティック・バイオレンスの言葉の意味を知っていますか？

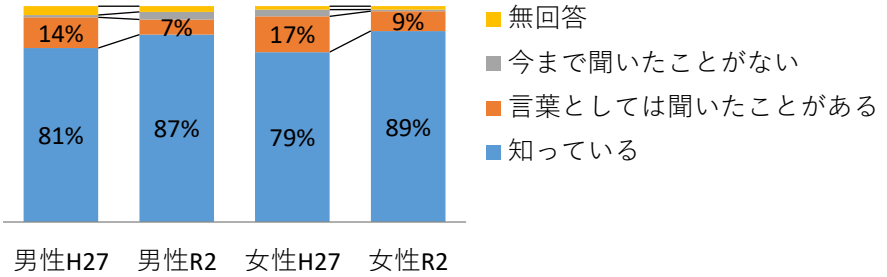

男女とも、87%以上が知っていると回答した。

問 20　ドメスティック・バイオレンスを受けたり、見聞きしたことがありますか？【複数回答】

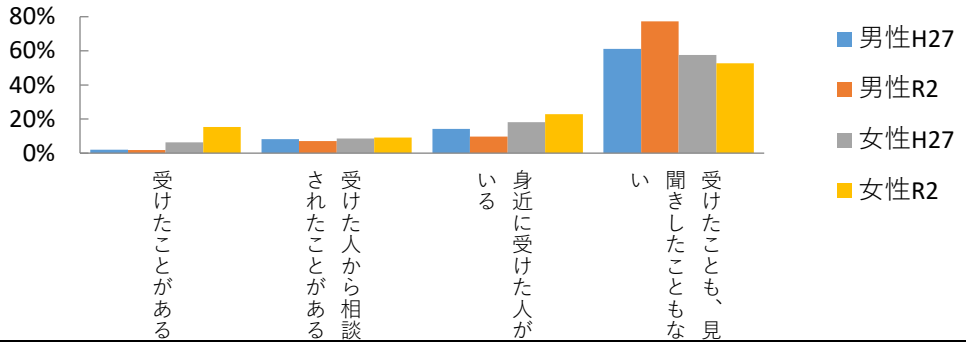

本人または身近にいる人が受けたと回答した女性の割合が増加した。見聞きしたこともないと回答した男性の割合が増加した。男性からも受けたことがあると回答があった。

問 21　ドメスティック・バイオレンスを受けた場合、どなたに相談しますか？【複数回答】

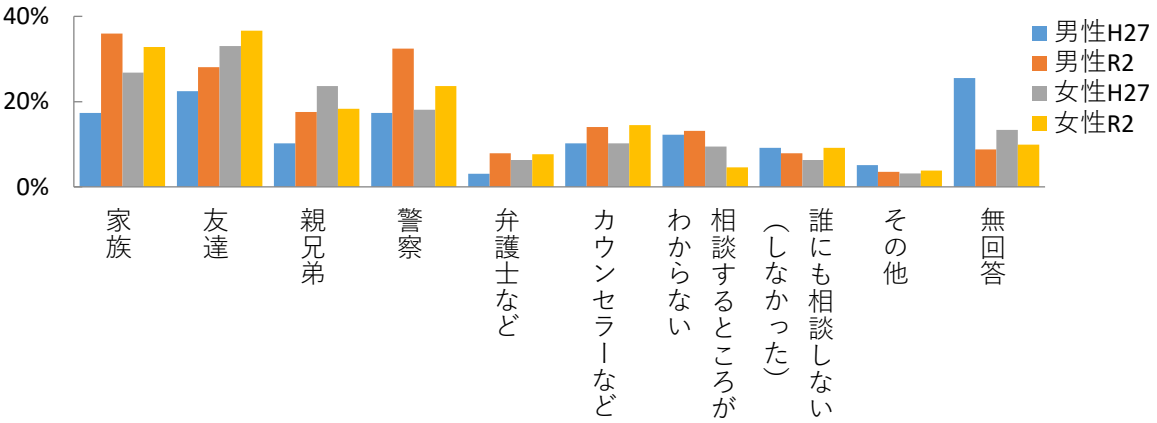

家族、友達、警察に相談すると回答した割合が増加した。誰にも相談しないと回答した割合は男性で８％、女性で９％だった。

問 22　問 21 で「誰にも相談しない（相談しなかった）」と回答した方にお尋ねします。

【複数回答】

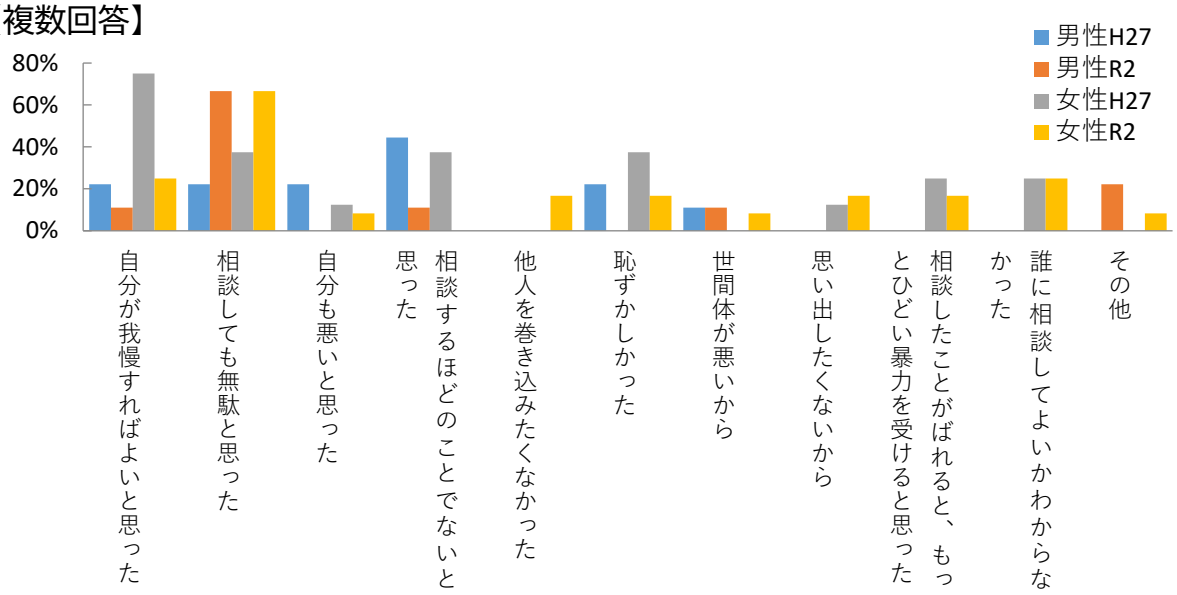

我慢すればいい、相談するほどのことではない、恥ずかしかったと回答した割合は減少した。一方で、相談しても無駄だと思った割合は増加した。

―　男女共同参画の推進　―

問 23　女性と男性が家庭、職場、学校、地域、政治の場などのあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、男性はどのようにすることが必要だと思いますか？【３つまで。女性も回答。】

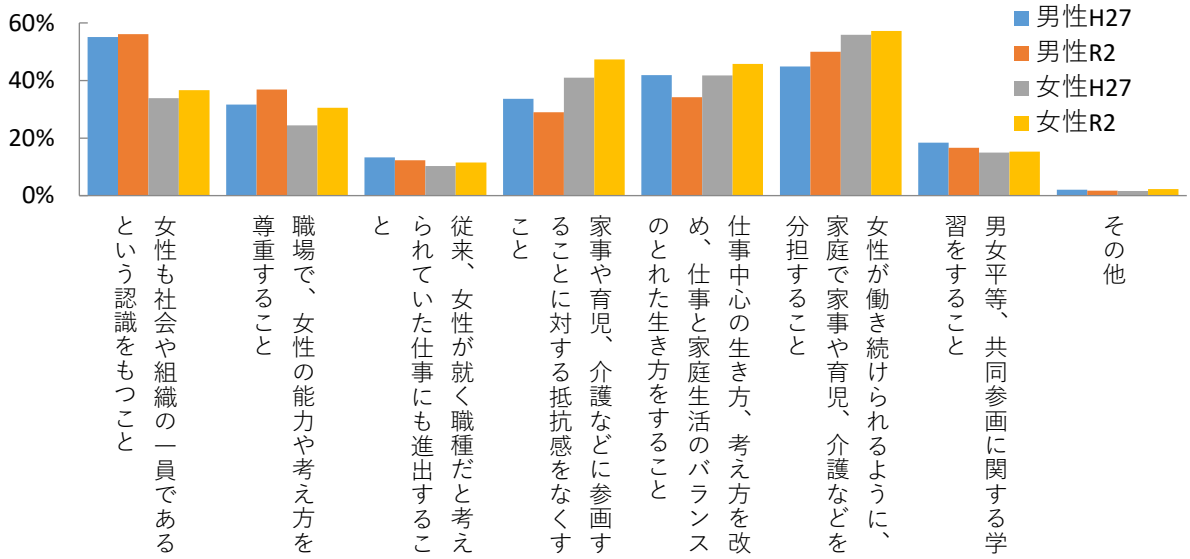

男性の回答は、女性も社会や組織に一員であるという認識を持つことが最も多かった。女性の回答は、女性が働き続けられるように、家庭で家事や育児、介護などを分担することが最も多かった。

問 24　女性と男性が家庭、職場、学校、地域、政治の場などのあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、女性はどのようにすることが必要だと思いますか？【３つまで。男性も回答。】

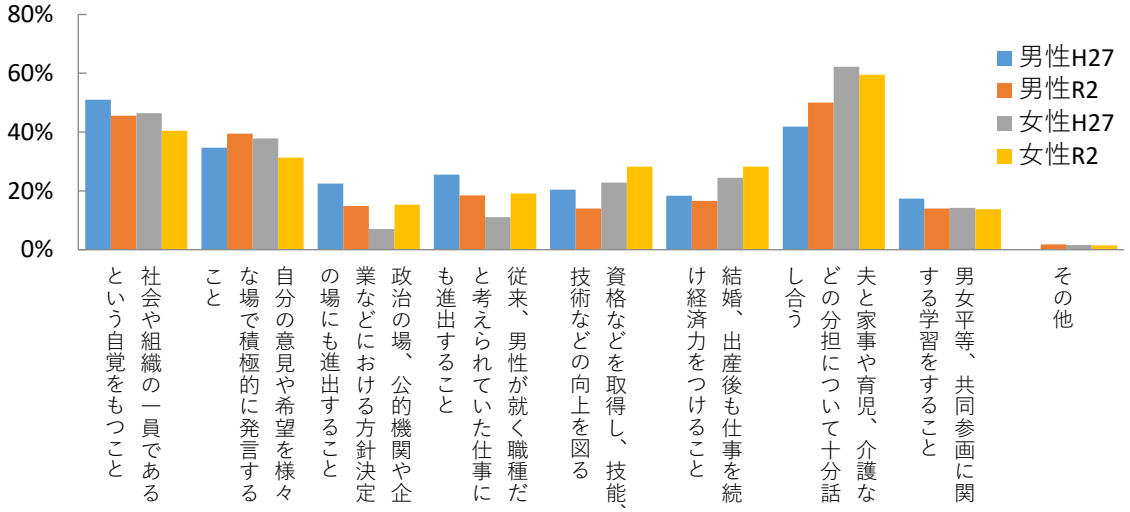

男女とも、夫と家事や育児、介護などの分担について充分話し合うと回答した割合が最も高かった。

問 25　男女共同参画を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか？【３つまで】

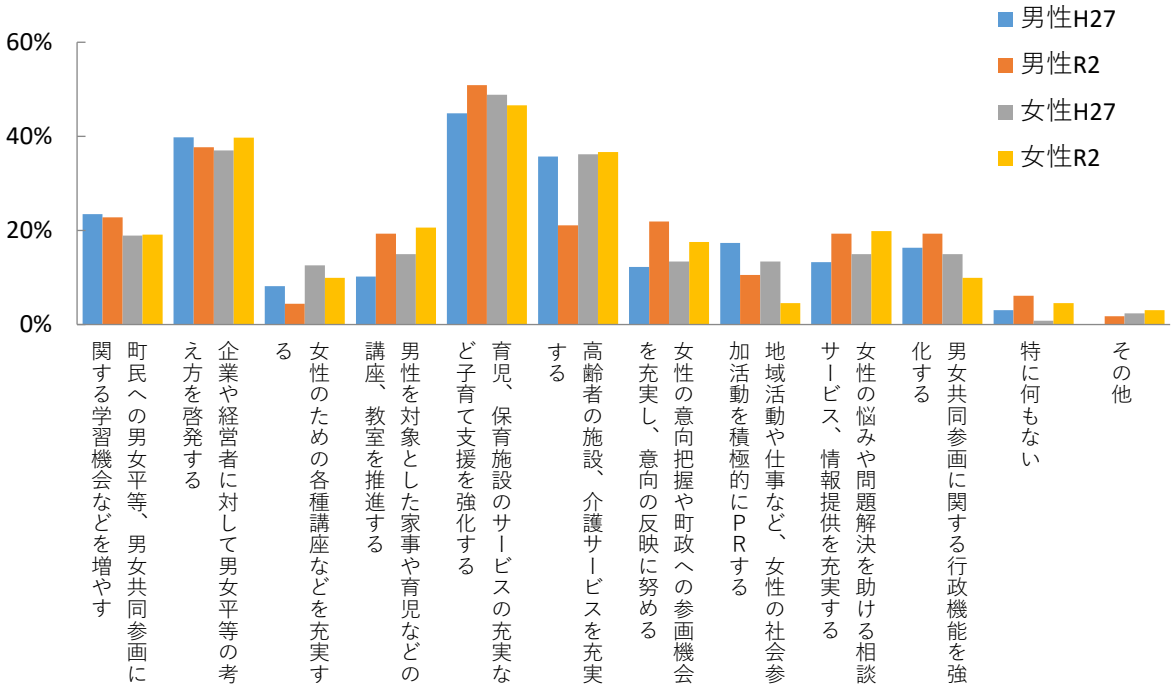

男女とも、育児施設のサービス充実など子育て支援の強化と回答した割合が最も高かった。

問 26　男女共同参画を進めるうえで、あなたのご意見、ご要望などをご記入ください。

【記述】

- 男性は女性の家事、育児の大変さを知り助け合うことが必要だと思う。女性は男性の仕事の大変な事を理解すること。お互いの事を理解し協力しあう事が必要だと思います。男だから女だからという役割もあるかもしれないけれど、お互いに理解、助け合うことだと思う。
- 相手の話を聞く、長所、短所を受け入れる。男だから女だからではないと思います。1 人の人間としてどの社会にいても共に必要な人間と思われなければいけないと思います。このアンケート集計する方々がまずは、日々人の心に話を聞いていますかね。
- 今更と言われるかもしれないが、男女平等と言うけれど平等にはなれないと思う！男と女と違うのでこれはどこまで行っても同じにはなりません。でも考え方とか行動を近づけることは出来るかも？なので私達みたいに昔の考えではなく子供の頃からの教育（道徳）が大切だと思う！
- 男女共同参画とは、家庭・家族内・職場等で、それぞれ話し合いながら進めていく事で良いのだと思います。
- 今の日本の現状をとても残念に思っています。男性中心の日本の将来は決して明るいとは思えないですし、そんな日本を当たり前だと思っていた自分にも早くその様な日本が異常だと気付けていたらと悲しくなります。せめて自分の子供（女）には、性別や人種、宗教等違いがあってあたりまえ、自分の努力によって幸せをつかめ充実した人生を送れる世の中をつくってあげたいと思います。
- 男性だからとか女性だからという風潮を消し去り、能力を発揮できるように環境を整備し、サポート体制を構築していくことが必要だと思います。行政や企業、地域が協力しあって取り組む問題だと思います。
- 保育施設の充実を更にお願いしたい。
- 男女共同参画を進めるには、男性の考え方、積極さ、理解が重要。女性だって仕事と家事、育児の全てをするのは大変で少しでも手伝ってもらえたらと思うのに、男性の方が話しを聞かない、逆ギレする、それは女、妻であるお前の仕事だと言われる。そうなると女性は何も言わなくなる。言うだけムダだと思う。変わるべきなのは男性。男性が変わらなければ男女共同参画は夢物語になる。そうならない為にも男性に積極的に家事育児に参画してもらいたいと思う。
- 国会議員、地方議員など政治を行う者の男女比を同等にしてゆく必要があると

思う。また、年齢も年配の方中心なので、様々な世代から選出しバランス良くしてほしい。

- 今、経済的理由で共働きをしなければいけない夫婦が多いと思います。しかし子供がいる家庭では保育所や病児保育がみつからない職場の理解がないなど沢山の問題をかかえています。その中で仕事と家庭を両立していくのはとても大変なことです。また女は正職員に登用してもらうこともむずかしく時代です。そこで仕事をやりくりし子供の用事もするのは、正職員の夫より妻が行くとこが多いにあります。（前職の職場はそういう方が多かったです）日本は昔から女は家庭という考えがあるのでそれを変えていくのは、1人1人の学習ももちろん大切ですが、職場や保育施設の環境を整備し考えから環境から強制的に変えていくことが大切だと思います。外的要因の改革なしにして女性の社会進出はあり得ません。
- 女性が仕事と家事のバランスが取れにくいのは、男性が家事の大変さを知らない、知っているつもりでいる事が原因だと思うので、男性向けに家事、育児の大変さや、どう協力していけば良いかを伝えていってほしい。
- 実現させるにはまだまだ時間が必要だと思う。「ホンネ」と「タテマエ」が根強くあり「タテマエ」が先で「ホンネ」がなかなか出てこない、行政の場、職場、家庭でも強い気持ちが必要だ。様々な分野で女性ががんばっている姿もあるが、中には男性をバカにしたような態度を取る人を何人か知っている。平等というのはかなり難しい。
- 考えを変えるのは難しいと思います。幼い頃から教育してゆくのが一番良いのではないでしょうか。
- 男とか女とかの問題としてではなく1人の人間としてどうしたいのか、人ならばどう思うのかと考えたらよいのではないかしら。男とか女とかに枠を作るとそこにお互いの溝ができてしまいそうな気がする。70代の人達は、明治、大正年代の人達に育てられているので、今の考えについていけない事もあるから、人としてどうしたいのかと問うのが良いと思っています。
- 男性、女性、それぞれが持っている性質を生かしつつ、それを互いに認め合い協力していく社会。
- 町のサポートも必要になってくると思います。子育て、介護等のサービスを手厚くしていただけると、町のPRにも繋がるのではないかと思います。
- どうしても育児に関しては女性が主体となってしまう為、仕事をしながらも育児ができる地域や社会の対応、家族の理解が必要となってくると思います。仕事を辞めずに済むことで女性の上の立場への進出・理解にもつながるかと思い

ます。

- 設問と回答内容を吟味する必要があると思います。
- 男女共同参画、男女平等は大切だと思いますが、「男」「女」は基本的に違うと思います。「男らしさ」「女らしさ」を言ってもいいと思います。でも、女性が働くうえで大変になる（差別？）ことは、良くないと思いますが、男の子が青で、女の子が赤という考え方でもいいと思います。
- まずはそれぞれの考え方から改めていく事が大切だと思います。
- 育児に関しては、施設だけでは不充分になってしまうので子供達が寂しい思いをしないよう十分気持ちを受け止めて欲しい。せめて小学低学年までは、親と関わる時間を十分とれるよう会社も理解して欲しいです。
- 動こう・出かけよう＊聞こう＊聞こう○覚えよう
- 景気回復！家庭円満☆老後も元気な間は働く☆
- 女性が女性が！とあおることがすでに女性を差別しているのでは？社会の現実から見て、男女の性的な能力の限界はあると思うので（女性に力仕事とか）人それぞれに望む在り方を尊重し合える社会を目指すのが良いと思います。女性の社会進出の下心が、過去の日本にはあったと思います。女性を安い労働力として見てきた。単なるガス抜き的な施策に終わらずに賃金や報酬として、男女の差が上がりつつバランスをとられる事を望みます。
- 家事・育児・学校行事（参観日・三者面談など）は母親がやるのがあたり前と思っている。なのに、仕事（農業）やってあたり前という考えはおかしい、女の負担だけ多すぎる。ちょっと手伝ったくらいで自分はやっていると思いこんでいる男が多すぎ。そもそも家事・育児を「手伝っている」と思っているのが間違っている。「手伝う」ではなくお互い「協力しあう」という意識から変えていくべきだと思う。それが当たり前の社会になってほしい。世の中がそういうふうに変わってほしい。昔に比べたら少しずつそうなってきているのかもしれないが・・・。
- それぞれの世代において立場が違うので理解に時間がかかるのでは？難しい問題と思う！
- 年を重ねてから男女共同参画といわれてもなかなか意識が変えられないと思う。小さい頃から家庭・学校・職場で常に考えを啓発していけば自然にそしてあたりまえになっていくと思います。
- 共同参画のアンケートですが男性目線の問いが感じられました。何が必要かと問われても・・・・むずかしいです。
- 男性の 40 代以上の洗濯・掃除・料理教室などの学習会・講習などして欲し

い。

- 性別に関係なく、個人それぞれが出来る事をして時間にゆとりを持って楽しく豊かな生活が出来る事が理想だと思います。
- 町政を動かす方々が年配の男性ばかりではなく、若手や女性も入れるべきと思います。
- 子育て支援が重要と考えます。
- 女性は、自分の出来る事、やれる事、好きな事で社会貢献を果たそうとしている。それを、受け入れて、協力、援助、応援してあげると良い。
- 偏見は、幼少期から大人になるまでの環境によって、刷り込みが行われていくことで生まれる。既に大人になっている私たちが、この刷り込みから全員抜け出すことは不可能なので、次の若い子供たちが男女という区別ではなく、人と人として尊重しあえるよう正しい教育が望まれる。私たちは生物としての特性がそもそも異なる男と女がどのようになったら本当の意味で平等になるか考えていく必要があると思うが、本当に大切なことは互いを尊重し、違いを認め、より良い結果を導くプロセスを考えていくことだと思う。女性役員や議員が増えればいいという単純な問題ではない。
- これからは、若い世代の人（60 歳未満）が関心を持ち進めていけば良いと思います。
- 働きたい人には育児・介護サービスが欠かせないが、専業主婦や仕事をしていない人にとっても必要なことだと思うので、この２つは充実してほしいです。男女平等は、考え方を変えるのが大変な方も多いと思うので、根気強く、長い目で取り組むしかないと思います。
- 夫婦のあり方について、自分や親の世代と子供世代と考え方が変わってきているので、男女共同参画社会についても考え方が進んでいくと思う。
- 子供の頃からあらゆる学習や教育を通じて男女共同参画の意識は若い世代に根付いてきていると感じます。成人として社会に出た時に違和感なく個々の能力を発揮することができ、ワーク・ライフ・バランスの考えを享受できる環境になっていって欲しいと思います。
- 人権、平和、平等を叫ぶ外国や赤色組織のアンケートのようでした。

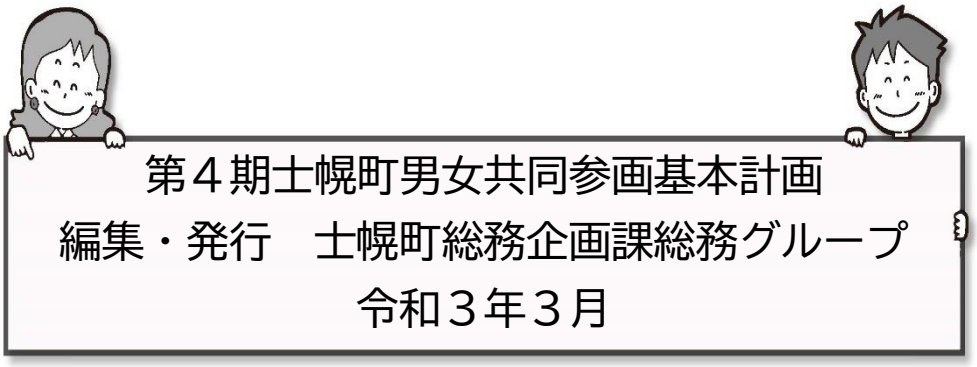
第４期士幌町男女共同参画基本計画
編集・発行　士幌町総務企画課総務グループ
令和３年３月